

合志市中学校部活動地域サポーターバンク設置要綱

令和7年12月15日
教委訓示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中学校部活動の地域連携及び地域展開の推進に向け、地域クラブ活動における指導の担い手確保を図るため、スポーツ・文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材を登録する「合志市中学校部活動地域サポーターバンク」(以下「サポーターバンク」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 サポーターバンク登録者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、市内の地域クラブ活動での指導が可能なものであり、かつ、次の各号の全てを満たしたものであるものとする。

- (1) 登録する年度の4月1日時点で18歳以上である者
- (2) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)、県及び本市の指針・方針に沿って指導することができ、常に専門的な知識と指導技術を身に付けようと努めている者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に該当しない者
- (4) これまでの指導において、体罰、ハラスメント等及び指導者として不適格と認められる事項のない者

2 教職員で登録を希望する者は、第2条第1項の条件を満たし、かつ、次に掲げる各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 教員として当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
- (3) 本市における運動競技団体、文化芸術団体、合志市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)、市小・中学校校長のいずれかの推薦がある者

(運用の方法)

第3条 サポーターバンクへの登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、市ホームページ内に設置する登録フォームへの入力により届出を行うものとする。

2 市教育委員会は、登録希望者が行った届出の内容を確認の上、サポーターバンクへ登録する。なお、登録後は、登録した旨を登録希望者へ通知する。

第4条 サポーターバンクの運用については次のとおりとする。

- 1 市教育委員会は、地域クラブ活動実施主体又は学校からの指導者確保依頼があった場合は、当該地域クラブ活動実施主体、学校及びサポーターバンク登録者へそれぞれ連絡し、面談を通して報酬や指導時間等の勤務条件の確認を行った上で決定するものとする。
- 2 市教育委員会は、随時、サポーターバンクの情報を更新する。
- 3 サポーターバンク登録者は、登録事項に変更が生じたときは速やかに市教育委員会に申し出なければならない。

4 市教育委員会は、サポーターバンク登録者として不適格な行為が認められた場合は、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 市教育委員会は、サポーターバンク登録者の資質向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を関係協会等と連携して実施する。

(登録の更新)

第6条 登録期間は、サポーターバンク登録日から2年間とする。

2 サポーターバンク登録者は原則として2年に1回、更新手続きを行うものとする。定められた更新期間中に、サポーターバンク登録者が登録更新の手続きをしないとき、また登録更新を希望しないときは、登録期間の満了日をもって登録を終了するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 登録した個人情報については、地域クラブ活動実施主体及び学校に情報提供する等、サポーターバンクに係る業務の円滑な遂行のために用い、市教育委員会において適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年12月15日から適用する。